

日本熱傷学会認定医制度規則

平成 11 年5月 21 日改定

平成 14 年6月5日改定

第1章 総則

第1条

この制度は、熱傷に関する医学の進歩を促し、熱傷医療の水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条

日本熱傷学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本熱傷学会認定医（以下認定医と略記）を認定する。

第2章 認定医制度を運用する機関

第3条

日本熱傷学会は、認定医制度の運用に当って認定医委員会を設置する。

第4条

認定医委員会は、認定医制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、認定医の認定審査と更新審査を行う。

第3章 認定医申請資格

第5条

認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて具備していなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有すること
- 2) 申請時において5年以上引き続いて日本熱傷学会の会員であること
- 3) 通算5年以上の熱傷医療臨床修練を行い、必要な経験と学識技術とを修得していると認められること

第4章 認定医の認定

第6条

認定医の認定を申請する者は、細則に定める申請書類と認定審査料とを認定医委員会に提出しなければならない。

第7条

認定医委員会は、毎年1回、認定医申請者に対して認定審査を行い、認定医委員会が必要と認めたときには、筆記または口頭の試験を行う。

第8条

認定医委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第9条

理事長は、認定医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の合格者を認定医として登録し認定医認定証を交付する。

第10条

認定医認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。

第11条

認定医認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。

第5章 認定医の更新

第12条

認定医は、認定医取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

第13条

認定医の更新を申請する者は、細則に定める申請書類と更新審査料とを認定医委員会に提出しなければならない。

第14条

認定医委員会は、毎年1回、認定医更新申請者に対して更新審査を行う。

第15条

認定医委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第16条

理事長は、認定医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査の合格者の登録を更新し認定医認定証を交付する。

第17条

認定医認定証の交付を受ける者は、別に定める更新登録料を納付しなければならない。

第 18 条

海外留学、病気その他認定医委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中は認定医資格は有するものとする。

第6章 認定医資格の喪失

第 19 条

認定医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- 1) 死亡したとき
- 2) 認定医の資格を辞退したとき
- 3) 日本熱傷学会を脱会したとき
- 4) 認定医の更新をしなかったとき

第 20 条

認定医の更新審査にて不合格となった者は、その認定医資格を2年間保留とする。その間に、所定の手続により更新審査に合格しない者は、認定医委員会および理事会の議決によって認定を喪失する。

第 21 条

認定医としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定医委員会および理事会の議決によって認定を取消することができる。

第7章 附則

第 22 条

この規則は、平成 10 年5月 14 日から施行し、平成 14 年6月5日改定。

第 23 条

この規則は、認定医委員会、理事会および評議員会の議決を経なければ変更、もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。